平成２８年（フ）第１１８号
釧路市豊川町12番３号
債務者　八島　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
釧路市豊川町12番３号
債務者　八島真由美
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３７３号
静岡市清水区月見町２番５号　富士見ハイツ302号
債務者　本山　勝章
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７４号
静岡市清水区月見町２番５号　富士見ハイツ302号
債務者　本山　昌代
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８３号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18番805号
債務者　ヨシカワ　リジアネ　クリスティーナ（通称吉川リジアネ）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２９号
岡山市東区**槍**原491番地２リバーサイド藤和Ａ105号、旧住所青森市奥野３丁目10番16号泉アパート２号
債務者　廣田　一浩（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６号
岡山県瀬戸内市邑久町福元687番地１
債務者　小西　竹夫
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６４号
岡山市北区北方１丁目３番14号サンビレッジ北方Ｂ－202
債務者　板澤智恵美（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
大分県杵築市大字南杵築1973番地１　スパダⅡ203
債務者　河野　良平
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後１時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
静岡県島田市竹下421番地
債務者　杉本　敬子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９６号
東京都清瀬市竹丘２丁目３番７号竹丘病院寮
債務者　櫻本真理子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３１号
静岡市清水区山原295番地の73
債務者　塩澤　廣育
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
愛知県田原市田原町汐見69番地　ソレイユ汐見Ａ棟２号
債務者　若田まゆみ（旧姓友部・鈴木）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５６０号
東京都東村山市秋津町１丁目10番地47コーポ西久保Ｂ－105
債務者　川口　　創
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７号
栃木県栃木市箱森町17番50号
債務者　大**塚**ひとみ
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部